

□：防災会議・部会でのご意見

青字：今後の検討事項とされている事項

1. 基本的な考え方

- ・福島第一原発事故の教訓を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、本県においても原子力災害対策の拡充強化を図る必要がある
- ・従来は「事故災害編」の一部（第6章 原子力災害対策）であったが、国の防災基本計画の修正、指針の策定等を踏まえ、今回、事故災害編から独立して、新たに、「原子力災害編」を策定
- ・避難等の基準、モニタリング方針、被ばく医療のあり方などの原子力防災対策については、今後、原子力規制委員会が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえ、そのあり方を検討し、地域防災計画に反映

2. 主な内容

総則

【原子力災害対策指針】
 ・IAEAの国際基準（UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定）等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。
 【石川県防災会議原子力防災対策部会】※11/16開催
 ・志賀原発から「概ね半径30km」

【防災会議・部会でのご意見】
 ・県域・市域を越える避難は県が調整
 ・石川県との連携が重要
 ・災害時要援護者の事前把握が必要

原子力災害対策を重点的に充実すべき区域

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)…志賀原発から概ね半径30km

- ・対象区域に氷見市が含まれ、行政区画、地形条件等を考慮のうえ具体的な範囲を指定
- ※PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）については、今後国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討

【防災会議・部会でのご意見】
 ・UPZを30km圏とするは妥当



EAL(緊急時活動レベル)・OIL(運用上の介入レベル)の導入

- ・事故発生における発電所の状態等で評価する判断基準「EAL」や、放射線線量率等の計測可能な値で評価する判断基準「OIL」を導入→迅速な意思決定ができる体制を整備
- ※今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討

予防

原子力発電所における安全性の確保

- ①北陸電力の責務
 - ・北陸電力の防災業務計画に関する協議及び原子力防災管理者等の現況届出の受理
 - ・立入検査と報告の聴取
- ②北陸電力との安全協定
 - ・立地県と同等の安全性の確保を目指して、協定の締結に向けて協議（現在は事故や異常発生の情報等を受けることを文書で確認）

【防災会議・部会でのご意見】
 ・住民の安全確保のため、しっかりとした安全協定が締結されるよう努力すべき

情報の収集・連絡体制等の整備

- ・国と県庁、氷見市役所、オフサイトセンターを専用回線で接続（テレビ会議システムを設置）
- ・県庁屋上に専用の衛星アンテナを設置（地上回線が故障した場合のバックアップ）

石川県との相互連携

- ・避難住民の受入れや、原子力防災訓練、モニタリング情報の共有等、石川県との相互連携を推進
- ・相互連携の協議や平常時からの情報交換を図るため、石川県との原子力防災連絡会議を開催

【防災会議・部会でのご意見】
 ・避難等を考え、場合によっては石川県との協定も必要

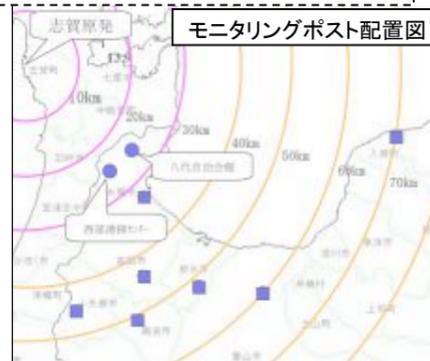
緊急時モニタリング体制の整備

- ・国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施
- ・緊急時における周辺環境への影響の把握や防護措置の決定のため、モニタリングポスト等の設備や資機材、要員等の体制を整備

モニタリングステーション (UPZ内)	2	→ ●
モニタリングポスト (全県的に配置)	7	→ ■
合計	9	

- ・緊急時モニタリング要員として、石川県及び関係機関と連携し、県職員はもとより市町村職員も対象とした研修の実施
- ・SPEEDIネットワークシステムと環境放射線テレメーターシステムとの接続などネットワークを整備

※緊急時モニタリングやSPEEDIの活用については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討



避難収容体制の整備

- ・氷見市及びその他の市町村に対し、避難計画の作成について支援
- ・市町村による災害時要援護者のリスト化や、病院、社会福祉施設、学校等の避難計画の作成を支援
- ・円滑な避難が実施できるよう配慮し、指針に基づく広域避難計画を策定
- ・原子力災害の発生状況によっては、石川県から県境を越えた広域避難の受入れなどについて、今後、より具体的に検討

飲食物の出荷制限、摂取制限

- ・あらかじめ飲食物の出荷・摂取制限を規定するなど、内部被ばく等を防ぎ県民の安全や健康を確保

防災業務関係者の安全確保のための資機材整備

- ・国、氷見市等と協力し、防災業務関係者の安全確保のための資機材等をあらかじめ整備
- 防護服、ポケット線量計、防護マスク、サーベイメーター等

【防災会議・部会でのご意見】
 ・国の財政措置を活用し、立地県並みの整備が必要

緊急被ばく医療体制の整備

- ・国と協力し、初期及び二次被ばく医療機関を指定するなど、緊急被ばく医療体制を構築（調整中）
- 【例】 初期被ばく医療機関：金沢医科大学氷見市民病院など
二次被ばく医療機関：県立中央病院、富山大学附属病院（診療支援）など
- ・国が改定指針で示す予定の被ばく医療設備・資機材等の考え方を踏まえ、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備
- ※緊急被ばく医療設備、資機材等については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討
- ・富山県、石川県の医療機関同士の連携について、石川県と協力

【防災会議・部会でのご意見】
 ・距離及び病院の規模・性格に基づき医療体制の役割を定めることが重要
 ・県・市町村の区域に関わらず、一体的な医療体制の構築が必要

安定ヨウ素剤の配備

- ・適時適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順や体制を整備
- ※安定ヨウ素剤の事前の配布や備蓄・補充の方法については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討
- ・民間から寄附を受け、志賀原発から50km圏内の40歳未満の住民（西部6市：氷見市、高岡市、小矢部市、射水市、砺波市、南砺市）の1回分を県厚生センターに暫定的に配備（1万7千7千人分）

県民の防災力の向上

- ①原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
 - ・住民にわかりやすい言葉での原子力防災に関する知識の普及・啓発
 - ・学校等における、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発
- ②防災業務関係者の人材育成
 - ・モニタリング研修、被ばく医療研修の実施など、医師、消防等の防災業務関係者に対する研修の充実・強化
- ③原子力防災訓練の実施
 - ・目的と達成レベルをしっかりと設定して訓練を実施することが重要
 - ・国や石川県と連携した実践的な訓練計画の策定（今年度は6月に石川県と合同で原子力防災訓練を実施）

【防災会議・部会でのご意見】
 ・正しく知って正しく怖がることが大事
 ・学校教員の果たす役割が大きく、教員向けのセミナーなどの開催が必要

【防災会議・部会でのご意見】
 ・医師や消防、教員への放射能に関する研修等により専門知識を持った人材の育成・確保が大切

応 急

活動体制の確立

- ・事故の状況に応じた活動体制を確立

警戒事象（発電所の事故発生時）	→ 警戒体制（事故状況の把握、災害警戒本部体制への準備）
特定事象（原災法第10条事象）	→ 災害警戒本部（各種防護措置の開始、オフサイトセンターへの職員派遣）
原子力緊急事態宣言発出後（同第15条事象）	→ 災害対策本部（全職員が登庁、各種防護措置に従事）

- ・現地災害対策本部の設置と原子力災害合同対策協議会への参加

広域的な応援協力体制

- ・国に対し、専門家の派遣を要請
 - ・あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県に対し速やかに応援要請を実施
 - ・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊、自衛隊へ派遣を要請
- 【防災会議・部会でのご意見】
・石川県との連携、国との役割分担の明確化が必要

緊急時モニタリング

- ・災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合に、緊急時モニタリング班を設置
- ・国の原子力災害対策本部の総合調整の下、石川県と連携し、緊急時モニタリングを実施
 - ※緊急時モニタリングのあり方、SPEEDIの活用については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討
- ・国、石川県と連携したモニタリング結果及びその総合的な評価の共有

屋内退避、避難

- 【防災会議・部会でのご意見】
・モニタリング等ハード対策を、避難等ソフト対策に結び付けることが必要
- ①避難基準
 - ・国からの避難指示を受けて、氷見市に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避、避難のための立ち退きの指示を連絡
 - ※具体的な防護措置の基準（EAL, OIL）については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討
 - ②避難場所
 - ・原子力災害の特殊性を鑑み、市町村は複数の避難所を準備
 - ③避難手段
 - ・避難に当たっては、自家用車を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる手段を検討
 - ※今年度実施する避難シミュレーションの結果を踏まえ、具体的な避難所、避難経路、交通手段等を検討
 - ④広域避難
 - ・県域・市域を越える避難については、あらかじめ把握した県内市町村の避難受入れ可能人数を参考として、緊急時モニタリングやSPEEDIの結果に基づき、受入れ先となる市町村の調整を実施
 - ⑤避難所の運営
 - ・避難者等への心身のケアや女性に配慮した市町村による避難所運営を支援

【防災会議・部会でのご意見】
・UPZ外では放射線量に顕著な差も想定されるため、柔軟な対応が必要

安定ヨウ素剤の予防服用

- ・原子力規制委員会が、事故の状況やモニタリング情報を集約した上で、投与指示を一義的に判断
- ・県は、原子力災害対策本部から連絡を受け、氷見市、その他の市町村、医療関係者等に連絡
 - ※安定ヨウ素剤の投与基準としてのEALやOILの整備については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討

緊急時医療活動

- 【防災会議・部会でのご意見】
・被ばくエリアからの避難者に対するスクリーニング等についてもきちんと対応することが必要
- ・災害警戒本部及び災害対策本部設置時に、緊急被ばく医療体制を編成
 - ・スクリーニングや除染、被ばく者の治療等の緊急被ばく医療活動を実施
 - ・必要に応じ、国の緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請
 - ・富山県、石川県の医療機関同士の連携について、石川県と協力
 - ※緊急被ばく医療のあり方、スクリーニング等のあり方については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討

復 旧

環境放射線モニタリングの実施・各種制限措置の解除

- ・原子力緊急事態解除宣言後、避難区域見直し等の判断のため、国、石川県等と協力して環境放射線モニタリングを実施しデータを共有
- ・放射線量及び放射性物質濃度の変化を継続的に判断
- ・県は環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表、その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行

汚染の除去

- ・国、氷見市、北陸電力及びその関係機関と連携し、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施

復興への支援

- ①被災者の生活再建等に向けた支援
 - ・国、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かに支援
- ②被災中小企業等に対する支援
 - ・被災した中小企業等に対し、災害復旧高度化資金貸付、小規模設備資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金を貸付
- ③風評被害等の影響の軽減
 - ・風評被害が生じないよう、農林漁業、地場産業の製品の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を実施

複合災害

【防災会議・部会でのご意見】
・地震、津波等の外的要因で過酷事故が起きた場合、通信や交通など様々なインフラが同時に被災する福島第一原発事故の教訓を踏まえ、対策を考えることが必要

- ・東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）について、新たに章を追加
- ・本県においては、冬期には雪害との複合災害に注意する必要がある、ハード・ソフト面を含め、あらかじめ対策を講じておくことが重要

複合災害に備えた体制の整備・確立

- ・複合災害に備え、要員数に不足が生じないよう職員のバックアップ体制や外部への支援等をあらかじめ整備
- ・地震・津波等の大規模災害や雪害に備え、あらかじめ代替となる避難所や避難経路等の想定を氷見市に助言
- ・各災害の対策本部がそれぞれ設置された場合、要員の調整や相互派遣、合同会議の開催等を実施
- ・複合災害により氷見市及びその他の市町村が事務を行うことができなくなった場合、要請を待たずに職員を派遣

複合災害に対応した各種防護措置

- ①緊急時モニタリング
 - ・モニタリングポストの倒壊や電源供給の途絶等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部に連絡
 - ・国と連携し、可搬型モニタリングポストやサーベイメーター等を活用し、緊急時モニタリングを実施
- ②避難
 - ・専用回線、衛星回線、ヘリコプターテレビ伝送システム等可能な限り多様な方法を活用し、道路や避難場所の被災状況を確認し、代替となる避難経路や避難場所を確保
- ③緊急輸送
 - ・道路管理者と協力し、地震・津波や、雪害等により道路の遮断等が発生した場合も、専門家や資機材等を確実に輸送できるよう、あらかじめ経路及び手段を準備し、緊急時に確保

※複合災害における大規模な放射線による被害が生じた場合の関係医療機関の連携については、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討